

青少年女性センター（レディヤンかすがい）利用団体の認定について

青少年女性センター利用団体の認定要件については次のとおりです。

<団体の区分>

- 青少年団体 文化、スポーツ、奉仕活動等を通じ青少年の健全育成を図ることを目的とする団体。
- 女性団体 女性の教養、文化、福祉等の向上及び健康増進を図ることを目的に活動している女性を中心とした団体。(構成員のうち3分の2以上の者が女性であること)
- 消費生活団体 消費生活知識の普及、啓発等を目的に活動している団体。
- その他団体 市長の特に認めた団体

<団体の要件>

青少年女性センター利用団体として認定を受けるには、一定の要件を満たす必要があります。主な要件は次のとおりです。

- ① 上記、団体の区分の要件を満たす団体であること。
- ② 10人以上で構成する団体で、その構成員のうち3分の2以上の者が市内に住所を有するもの又は勤務、在学しているものであること。
- ③ 当施設で連続して6月の期間以内において月1回以上の活動実績を有すること又は有することができる団体であること。
- ④ 団体を代表する役員1人及びこれを補佐する役員2人以上を有する団体であること。
- ⑤ 宗教、政治活動及び営利活動を目的としない団体であること。

<認定の申請>

青少年女性センター利用団体として認定を受けようとする団体は、「利用団体認定申請書」に必要事項を記載のうえ、申請書に次の書類を添えて提出してください。

- ① 会員名簿
- ② 規約
- ③ 活動計画書
- ④ 収支予算書
- ⑤ 活動報告書（当施設で月1回以上の定期的かつ継続的な活動の実施が確認できる報告書）

<認定証の発行>

認定承認後、「春日井市青少年女性センター利用団体認定証」を郵送します。

<変更事項の届出>

認定を受けた青少年団体等は、その認定内容に変更が生じたときは、速やかに「変更届」を提出してください。

<認定の取消し>

認定団体が、次の各号いずれかに該当することとなった場合は、認定を取り消すことがあります。

- 1 虚偽の申請により登録したとき。
- 2 1団体につき複数の登録があるとき。
- 3 利用団体として適当でないと認めるとき。

<使用申込>

使用する日の属する月の3か月前の初日から申込みができます。利用申請時に必ず認定証を提示してください。

<使用料の減額>

認定団体については、施設使用料の2分の1が減額されます。

※ 登録以外の方が利用される場合は、一般料金をいただきます。

<市民からの問い合わせ>

市民から団体への問い合わせがあった時は、連絡先の電話番号をお知らせすることをご了承ください。